

一般廃棄物処理業許可証

住 所 埼玉県草加市小山一丁目20番41号

氏 名 環境衛生株式会社

代表取締役 加藤 良恵

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和6年3月28日

越谷市長 福田 晃

営業所の所在地及び名称	越谷市花田三丁目9番地12フレンドリーフラツツ102 環境衛生株式会社
取扱廃棄物の種類	ごみ・その他（特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器）
収集運搬及び処分の別	収集・運搬（保管・積み替えを除く）
営業区域	越谷市内全域
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

許可の条件	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例及び規則、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>2 許可車両の保管場所は、草加市小山一丁目188番1号とする。</p> <p>3 許可車両には、産業廃棄物は一切積載しないこと。</p> <p>4 処分先について 可燃物は、東埼玉資源環境組合とする。 不燃物は、越谷市リサイクルプラザとする。 特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器は、次の指定引取場所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日通埼玉運輸株式会社 岩槻取扱所 さいたま市岩槻区上野5丁目2番19号 ・SBS即配サポート株式会社 岩槻デポ さいたま市岩槻区馬込1529番地1 ・サンワトランスネット株式会社 草加営業所 草加市柿木町216番2 <p>許可の条件に違反が認められた場合、許可の取消しを行う。</p>
-------	---

遵守事項

- 1 許可車両等の関係する事故が発生した場合は、直ちに事故報告書を提出すること。
- 2 業務実績報告書は、毎月10日までに前月分を市長に報告すること。
- 3 許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届を提出すること。
- 4 収集、運搬業務は、2人以上の乗車とすること。

許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	内容
令和6年3月28日	指令廃第39号	更新許可
	以下余白	